

女性の再婚禁止期間民法733条は 憲法14条、24条に違反するか

Prohibitory Period for Women Pursuing Remarriage (Article 733 of the Civil Code)
(Constitution Article 14) : A Violation of Article 24 of the Constitution

佐藤 一明*

Kazuaki Satou*

目 次

- 1 はじめに
- 2 損害賠償請求事件 女性の再婚禁止期間違憲訴訟上告審判決
平成4(オ)第255号 平成7年12月5日第三小法廷判決 棄却
- 3 平成25年(オ)第1079号損害賠償請求事件
平成27年12月16日大法廷判決
- 4 考察 平成25年(オ)第1079号損害賠償請求事件
平成27年12月16日 大法廷判決 評釈
- 5 民法733条改正の動きと 民法733条 新規定
- 6 考察 国連人権委員会からみた女性の再婚禁止期間 民法733条
- 7 考察 世界の立法制度からみた民法733条の合憲性
- 8 結語

[キーワード]

女性の再婚禁止期間 憲法14条1項 憲法24条 民法733条 民法772条
国家賠償法1条1項

論文の要旨

平成27年度12月16日 最高裁が、民法733条について違憲を宣言するのは、1947年5月3日の現行憲法施行以来10件目の判決である。

民法733条1項の再婚禁止期間とは「女は、前婚の解消又は取消しの日から6箇月を経過した後でなければ再婚することができない。」と規定している。

平成7年度12月5日最高裁判所で民法733条について判決が下されたが要点は2点である。女性の再婚禁止期間についての判断は 合理的な理由があるとして合憲の判決を下している。次に国会が民法733条を改廃しないことが国家賠償法1条1項にいう違法行為にあたるか否かである。この点、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず違法の評価を受けることはないことを明らかにした。その上で、民法733条には一定の合理性があるとして、立法行為の違憲性を認めるべき例外的な場合にはあたらないとした。

*日本経済大学経営学部経営学科

次に平成27年度12月16日100日の再婚禁止期間は憲法違反ではないが、100日を超える再婚禁止期間については憲法違反であるとの判決を下した。

国家賠償法については2008年当時違憲であることが明白であるとは言えず上告人の損害賠償請求は理由がない。

平成27年度12月16日の違憲判決の後 民法733条めぐる、国会の動き、その後、国会で民法733条が改正されたのでその新しい内容を紹介した。

国連の動きは、女性差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女性差別撤廃委員会は日本政府に対する勧告を含む「最終見解」を公表した。再婚禁止期間など民法の規定について改正を求め、「過去の勧告が十分に実行されていない」と厳しく指摘した。民法733条について6カ月の「再婚禁止期間」について、最高裁が「100日を超える部分」を違憲とした判断についても、「女性に対してだけ、特定の期間の再婚を禁じている」として、なお改善を求めた。

結論として 憲法14条 憲法24条の精神から、世界の立法例の観点から、国連の人権委員会の考え方 を総合して考えて、民法733条は憲法違反であると考ええる。

1 はじめに

「嫡出推定と再婚禁止 子の父が誰なのか争いが起きるのを防ぐため、民法772条は妻が婚姻中に妊娠した子は夫の子と推定し、婚姻成立から200日経過後、もしくは離婚から300日以内に生まれた子は婚姻中に妊娠したと推定すると規定している。この嫡出推定が重ならないようにするため、民法733条1項は女性は離婚から6カ月経過後でなければ再婚できないと定め、再婚禁止期間を設けている。」⁴⁾

平成27年度12月16日 衝撃的な判決があった。最高裁大法廷による判決（平成25年(オ)第1079号）は民法733条1項について違憲の判断が示されたからです。

最高裁が、ある法令について違憲を宣言するのは、1947年5月3日の現行憲法施行以来10件目の判決である。

民法733条1項の再婚禁止期間とは「女は、前婚の解消又は取消しの日から6箇月を経過した後でなければ再婚することができない。」と規定している。

夫婦が離婚した場合、男性はその翌日にでも別の女性と再婚することができるが、女性は離婚日から6か月間は別の男性との再婚が禁止されることになる。

このような規定が設けられた根拠は、女性の再婚後に生まれた子について、父の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあるとされている。

民法772条1項は「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」と規定し、同条2項は「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定している。

民法772条規定によると、離婚時から300日以内に生まれた子は前夫の子と推定され、再婚から200日を経過した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定されることになるため、例えば女性が離婚から

50日後に再婚し、離婚から220日後に子を出産した場合、法律上、前夫の子とも後夫の子とも推定されてしまう事態が生じてしまう。このような父の推定が重複する事態を避けるため、女性についてのみ6か月間の再婚禁止期間を定める民法733条1項が規定された。

例えば、離婚してすぐに再婚できたとして、再婚した日から220日目に子供が生まれたとすると、前夫との間にできた子の可能性もあるし、新夫との間にできた子の可能性もある、そのため、女性は離婚後6ヶ月間は再婚が禁止された。

「これはあくまで法律上の「推定」が及ぶ範囲の問題です。この法律によってどちらの子なのかを確定的に決めるということではない。

また「推定」を覆す、懐胎時期に関するお医者さんの証明等があれば、新夫の嫡出子とする届出も可能なようです。この場合には戸籍の身分事項欄に「民法第772条の推定が及ばない」という記載がされるとのこと。

なお、これらの条文は前述のようにどちらの夫の子であるか、推定の及ぶ範囲が不明確になることを避けるためにあるので、その心配がない場合には離婚から6ヶ月以内であっても再婚ができます。

では、嫡出子たる推定の重複が、再婚禁止規定の理由だとするのであれば、重複しない最低限の期間（=100日）を再婚禁止とすれば良いのではないかとというのが今回の原告の訴えであり、最高裁の判決です。ちなみに現代ではDNA鑑定等で後からいくらかでも親子関係の証明はできるのだから、再婚禁止期間を設けること自体がナンセンスだ！という説もあり、実際今回の最高裁判決でも2人の裁判官が再婚禁止期間を設けること自体を違憲としたようです」^②

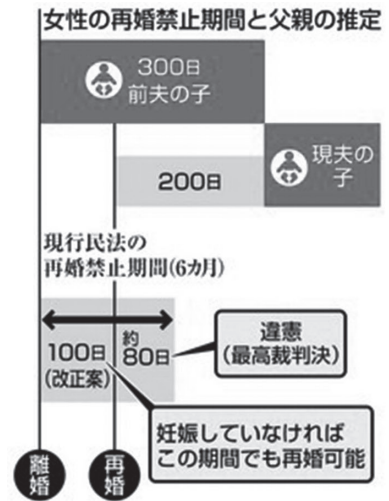


図1 2016年 2月20日 東京新聞

2 損害賠償請求事件 女性の再婚禁止期間違憲訴訟上告審判決

平成4年(オ)第255号 平成7年12月5日第三小法廷判決 棄却

平成27年度12月16日大法廷判決の前の情勢の再婚禁止期間の裁判所の考え方を深めるために平成7年度の12月5日の最高裁判所の考え方をしてみる。

事案 女性の再婚禁止期間の合憲性 最判平7.12.5

「Xらは夫婦であるが、妻は1988年12月1日に前夫との間で未成年の子2名の親権者を妻とする離婚の調停を成立させ、翌日その届け出をした。Xらは調停成立直後、翌年3月7日に婚姻の届け出をしたが、3カ月足りないとして、民法733条に違反するとして受理されず、6カ月経過した1989年6月2日に、Xらの婚姻届は受理されたがしかし、2人は納得がいかなかった。Xらは、国会議員または内閣が憲法に違反する民法733条の立法をし、これを改廃しないことが国家賠償法1条の違法行為にあたるとして、再婚禁止期間中に受けた精神的苦痛に対する慰謝料を請求した。」^③

1審^④はXらの請求を棄却し、2審^⑤もXらの控訴を棄却したため、Xらから上告。

女性についてのみ再婚禁止期間を定めた733条を改廃しない国会ないし国会議員の行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるかが争われた。

【上告人】 蔵本育美 外一名

【被上告人】 国

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではなく、国会ないし国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うように、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものでないことは、「当裁判所の判例とするところである。」⁽⁶⁾

「上告人らは、再婚禁止期間について男女間に差異を設ける民法733条が憲法14条1項の一義的な文言に違反すると主張するが、合理的な根拠に基づいて各人の法的取扱いに区別を設けることは憲法14条1項に違反するものではなく、民法733条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解される以上、国会が民法733条を改廃しないことが直ちに前示の例外的な場合に当たると解する余地のないことが明らかである。したがって、同条についての国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではないというべきである。

そして、立法について固有の権限を有する国会ないし国会議員の立法行為が違法とされない以上、国会に対して法律案の提出権を有するにとどまる内閣の法律案不提出等の行為についても、これを国家賠償法1条1項の適用上違法とする余地はないといわなければならない。

論旨は、独自の見解に基づいて原判決の国家賠償法の解釈適用の誤りをいうか、又は原判決を正解しないで若しくは原審で主張しなかった事由に基づいて原判決の不当をいうに帰し、採用することができない。

上告人らの被った不利益が特別の犠牲に当たらないことは、当裁判所の判例の趣旨に照らして明らかである。」⁽⁷⁾

「したがって、これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。

よって、民訴法401条、95条、89条、93条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。(裁判長裁判官 千種秀夫 裁判官 園部逸夫 裁判官 可部恒雄 裁判官 大野正男裁判官 尾崎行信)」⁽⁸⁾

平成7年度 12月5日 女性の再婚禁止期間についての判例の要点は2点にある。

- 1 平成7年度 12月5日 女性の再婚禁止期間についての判断は100日までは合憲、100日を超える部分について違憲との区別を設けず 民法732条は合理的な理由があるとして合憲の判決を下して

いる。

判決は再婚禁止期間について男女間に差異を設けている民法732条について、憲法14条1項の一義的な文言に違反すると上告人は主張するが、合理的な根拠に基づいて各人の法的取扱いに区別を設けることは憲法14条1項に違反するものではなく、民法733条の元来の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解される以上、国会が民法733条を改廃しないことが直ちに前示の例外的な場合に当たると解する余地のないことが明らかである。

立法者は再婚禁止期間を設けるとしても、100日で足りること、それにもかかわらず、6ヶ月にわたる再婚禁止期間を定めたのは、女性の妊娠が短期間では判然としない場合もあることから、多少の余裕をみたためというのが理由である。

しかし、父の推定が重複する事態を避けるという民法733条1項の目的は正当であるとしても、そのためには100日間の再婚禁止期間を設ければ足り、6か月間も再婚を禁止する必要はないのではないかという考えは有力であるが、この点については判決は区別することなく合理的な理由があるとし合憲の判決を下している。

- 2 国会が民法733条を改廃しないことが国家賠償法1条1項にいう違法行為にあたるか否かの点について、本事案では、立法の内容が憲法の文言に違反しているは、内容が合理的な理由があり、違法の評価を受けることはないことを明らかにしている。その上で、民法733条には一定の合理性があるとして、立法行為の違憲性を認めるべき例外的な場合にはあたらないとした。

3 平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件

平成27年12月16日 大法廷判決

女性の再婚禁止期間違憲判決（最大判平27.12.16）事案の概要

「本件は、上告人が、女性について6箇月の再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定は憲法14条1項及び24条2項に違反すると主張し、本件規定を改廃する立法措置をとらなかった立法不作為の違法を理由に、被上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。原審の適法に確定した事実関係によれば、上告人は、平成20年3月に前夫と離婚をし、同年10月に後夫と再婚をしたが、同再婚は、本件規定があるために望んだ時期から遅れて成立したものであったというのである。上告人は、これにより被った精神的損害等の賠償として、被上告人に対し、165万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めている。」⁹⁾

上告人の主張

「原審において、上告人は、本件規定が合理的な根拠なく女性を差別的に取り扱うものであるから憲法14条1項及び24条2項に違反し、本件立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける旨を主張した。

本件規定は、道徳的な理由に基づいて寡婦に対し一定の服喪を強制するという不当な趣旨を含むものである。また、本件規定の立法目的が父性の推定の重複を回避することにあるとしても、DNA検

査等によって父子関係を確定することが容易になっているなどの近年の状況に鑑みれば、父を定めることを目的とする訴え（民法773条）の適用対象を広げることなどによって子の父を確定することも足りるはずであり、あえて再婚禁止期間を設けて女性の婚姻の自由を制約することに合理性は認められない。また、民法772条は、婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子を当該婚姻に係る夫の子と推定していることから、前婚の解消等の日から300日以内で、かつ、後婚の成立から200日の経過後に子が生まれる事態を避ければ父性の推定の重複を回避することができる。そのためには、100日の再婚禁止期間を設ければ足りるから、少なくとも、本件規定のうち100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、女性に対し婚姻の自由の過剰な制約を課すものであり、合理性がない。】⁽¹⁰⁾

平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件 平成27年12月16日 大法院判決

主文本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

- 1 「規定は、女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から6箇月の再婚禁止期間を定めており、これによって、再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別しているから、このような区別をすることが事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものと認められない場合には、本件規定は憲法14条1項に違反することになる。」⁽¹¹⁾
- 2 民法772条の規定からすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避される。「夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨」⁽¹²⁾に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものということができる。
よって、本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも、憲法24条2項にも違反するものではない。
- 3 これに対し、本件規定のうち100日超過部分については、民法772条の定める父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできない。
本件規定のうち100日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から100日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。
本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。
- 4 国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法

の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがある。

「平成7年、当裁判所第三小法廷が、再婚禁止期間を廃止し又は短縮しない国会の立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるかが争われた事案において、国会が民法733条を改廃しなかったことにつき直ちにその立法不作為が違法となる例外的な場合に当たると解する余地のないことは明らかであるとの判断を示していた」⁽⁴³⁾

5 平成7年判決がされた後も、本件規定のうち100日超過部分については違憲の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった状況の下、上告人が前夫と離婚した平成20年当時において、本件規定のうち100日超過部分が憲法14条1項及び24条2項に違反するものとなっていたことが、国会にとって明白であったということは困難である。

以上によれば、上記当時においては本件規定のうち100日超過部分が憲法に違反するものとなっただけのもの、これを国家賠償法1条1項の適用の観点からみた場合には、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。

したがって、本件立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないといふべきである。

民法733条1項の規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項、憲法24条2項に違反しない。1から5まで⁽⁴⁴⁾。

4 考察 平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件 平成27年12月16日 大法院判決 評釈

「女性の再婚禁止期間について定める民法733条の制定経緯我が国では、明治時代初期に、父が不明になることを防ぐために必要な期間として300日の再婚禁止を命ずる太政官指令が発せられたが、その後の民法編纂の過程において再婚禁止期間が短縮され、明治31年に公布・施行された民法（明治31年法律第9号。767条1項では、6か月と定められた戦後の日本国憲法の公布を受け、家制度を中核とする旧民法の親族・相続に係る規定は昭和22年に全面改正されたが（昭和22年法律第222号）、その改正作業においては十分な検討の時間がなかったため、憲法に抵触しない規定については旧民法の

規定がそのまま維持され再婚禁止規定についても嫡出推定の規定とともに現行の民法へ引き継がれた」⁽¹⁵⁾

「旧民法767条の立法趣旨は「血統ノ混乱ヲ防ク」ためとされており、期間を6か月とした理由は、理論上は旧民法820条2項に定める嫡出推定期間の最長期（婚姻解消後の推定期間）と「最短期」（婚姻後の推定開始期間）の「間」を置けば、「先夫ノ子後夫ノ子ト云フ」（推定重複の）問題は起こらないが、「前ノ種ヲ宿シテ居ルコトヲ知ラヌ妻ニ迎ヘル」問題が起り得るため、懐胎が「表面ニ現ハレル」6か月間に延ばしたとされる」⁽¹⁶⁾

旧民法767条、現民法732条の女性の再婚禁止期間の立法理由について立法者は父性中心の視点から考えている。

立法当初、立法者は血統の混乱を防止するという目的を達成するための手段として、離婚した女性に対して、一定期間再婚をすることを禁じたものであると解している。

子の利益を守るということではなく、家の血統を守るというように家制度の保護に立ち、憲法13条の個人の尊厳から遠く離れた思想に立脚している。

又、民法第733条第1項の立法沿革から検討民法第733条第1項と同旨の規定が導入された旧民法制定当時の法典調査会や定国議会における政府説明によると、いわゆる再婚禁止期間の制度は血統の混乱を防止するためであるとされていたのである。

「本條ノ規定ハ血統ノ混乱ヲ避ケンカ爲メニ設ケタルモノナリとし、生まれた子の父はどちらの男かの判断ヲ誤レハ竟ニ血統ヲ混乱スルニ至ルヘシ」⁽¹⁷⁾

そこでは、男性にとって、再婚した女性が生んだ子の生物学上の父が誰かが重要であって、『前夫の遺胎』に気付かずに離婚直後の女性と結婚すると、生まれてきた子が自分と血縁ないのにこれを知らずに自分の法律上の子としてしまう場合が立法者は、まさに、筋違いではあるが、その代替措置として、離婚等をした全ての女性の再婚を一定期間禁止するという手段』をとることにしたのである。

そして、その禁止期間については、懐胎の有無が女の体型からわかるのは6箇月であるとの片山国嘉医学博士（東京帝国大学教授）の意見を参考にして6箇月とされたのである（旧民法第767条第1項）。

「したがって、その論理に従えば、離婚後に出産した女性等は再婚禁止の規制を受けないが（旧民法767条2項）、それは父性の推定の重複がないからではなく、血統の混乱があり得ないからである。ほかに婚姻障害の規定としては、重婚の禁止、近親婚の禁止、姦通者と相姦者の再婚禁止（旧民法768条）などがあるが、再婚禁止もこれらと同じレベルで規制されていた（姦通罪は、家の血統や父権の維持のために認められた封建的色彩の強い規制であったのであり、再婚禁止ともその趣旨を共通にする部分がある。）。このような著しく性差別的な制度が成り立ったのは、当時は血縁の有無を判断する科学的な手段が存在しなかったことに加えて、旧憲法下においては家制度を中心とした男性優位の社会が国体の基本とされていたという二つの歴史的・社会的な背景があったからである。」⁽¹⁸⁾

現代の医学の観点からすると、現代の医学は進歩してDNA鑑定で99パーセントの確率で親子関係が確定できる。したがって、女性の再婚禁止期間を設けることなくして親子関係が判明するのであるから、民法732条そのものが憲法14条 憲法24条に違反すると考える。

「DNA（デオキシリボ核酸）は、人間の体を形づくる細胞すべてに存在し、親から子へ、子から孫へと受け継がれます。子には生物学上の母と父から必ず1/2ずつDNAが受け継がれることから（突然変異部位を除く）、検査対象男性と子の間に生物学上の父子関係が存在していれば、検査した異なるすべてのDNAローカスにおいて、母から受け継がれたDNA型を除いた「子に観察された生物学上の父由来と考えられるDNA型」が検査対象男性に観察され、父子関係に矛盾する結果は全く得られないはずです。対して、生物学上の父子関係が存在していなければ、検査した最低3ヶ所以上のDNAローカスにて、子に観察された生物学上の父由来と考えられるDNA型が、検査対象男性からは観察されないはずです。

こうして、9-22ヶ所の異なるDNA型を分析し、人種別データベースに基づく各DNA型の出現頻度及び統計学的的一致度合いを求め、父権肯定確率が算出されます。

父子関係肯定の場合、父権肯定確率は99.999%相当にて、否定の場合、0%（100%完全否定）にて算出されます。また、突然変異が確認された場合や、父と疑わしい男性同士が近親者である場合でも、それらの可能性を十分に考慮された上で、99.0%以上または0%の父権肯定確率を保証しています。』⁽¹⁹⁾

平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件平成 27年12月16日 大法廷判決の 山浦 善樹裁判官 反対意見も近年の医学の進歩により容易に親子関係が判明するのであるから女性に6か月の再婚禁止期間を設けるのは女性にあまりにも酷な条件をかするものと考えている。

「近年の医療や科学水準を前提にすれば、生物学上の父子関係の判定は容易にできるのであって、民法773条（父を定めることを目的とする訴え）の類推適用によることに、それほど大きな負担が伴うわけではない。裁判での争点は血縁の有無だけであり、関係者の性生活などのプライバシーをさらけ出す必要性はなく、当事者らが自ら血縁ありと主張していながらその証明のための科学的鑑定に協力しないという状況は考えにくい。私は、この子にとって最初で最後となるこの機会に、最高の科学技術を活用して真実の父を定めることこそが本当の子の利益になるものと思う。』⁽²⁰⁾

このように考えると、民法第733条第1項の規定の違憲性につき検討する場合には、『父性推定の重複回避の問題』として捉えて、単にその期間の長短を検討するだけでは不十分であり、そもそも、一定期間とはいえ、女性の再婚を禁止している制度それ自体が男女平等憲法第14条第1項と婚姻の自由憲法第24条第1項を定めた憲法の趣旨に適合するか否かを正面から判断すべきである。

「原審において、上告人は、本件規定が合理的な根拠なく女性を差別的に取り扱うものであるから憲法14条1項及び24条2項に違反し、本件立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける旨を主張した。

その趣旨は、次のうなものと解される。

本件規定は、道徳的な理由に基づいて寡婦に対し一定の服喪を強制するという不当な趣旨を含むものである。また、本件規定の立法目的が父性の推定の重複を回避することにあるとしても、DNA検査等によって父子関係を確定することが容易になっているなどの近年の状況に鑑みれば、父を定めることを目的とする訴え（民法773条）の適用対象を広げることなどによって子の父を確定することも足りるはずであり、あえて再婚禁止期間を設けて女性の婚姻の自由を制約することに合理性は認め

られない。

しかしながら 民法772条は、婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子を当該婚姻に係る夫の子と推定していることから、前婚の解消等の日から300日以内で、かつ、後婚の成立から200日の経過後に子が生まれる事態を避ければ父性の推定の重複を回避することができる。そのためには、100日の再婚禁止期間を設ければ足りるから、少なくとも、本件規定のうち100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分（以下「100日超過部分」という。）は、女性に対し婚姻の自由の過剰な制約を課すものであり、合理性がない。」⁽²¹⁾

日本国憲法第24条は、個人の尊厳と両性の本質的平等の理念を普遍的な価値であると宣言したものと考えられる。憲法14条は個人尊重の観点から両性の平等を規定している婚姻及び家族に関する事項について、従前の大日本帝国憲法における男性優位の思想とその下で制定された旧民法の家制度における封建的・性差別的な考えを完全に廃し、私は、婚姻の自由が、このようにして定められた憲法第24条とその基礎にある憲法第14条第1項により、上告人の前半部分つまり、民法733条自体 期間の長短を問わず憲法違反とする見解には賛同するが 後半の主張100日を超える部分は憲法違反とする見解には賛同することはできない。ズバリ憲法24条、憲法14条違反とすべきである。

5 民法733条改正の動きと 民法733条 新規定

民法733条 改正の動きについて

平成27年度12月16日の違憲判決を受けて、閣議決定がありました。

改正する法律案に関する法務大臣記者会見の動き

[記者] 民法改正案について、改めて今回の改正の意義をお聞かせください。

[大臣] 「本日閣議決定された民法の一部を改正する法律案は、昨年12月16日の最高裁判所大法廷の違憲判決を受け、女性に係る再婚禁止期間に関する民法の規定を改正することを内容とするものです。

具体的には、まず、民法第733条第1項の定める再婚禁止期間を6か月から100日に改めるほか、同条第2項を改め、女性が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合や、女性が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合には、前婚の解消又は取消しの日から100日以内であっても例外的に再婚することができるものとしています。

この改正を行うことにより、違憲状態が是正されるとともに、再婚禁止期間内であっても例外的に再婚可能な場合が条文上明確になるという意義があると考えています。

今後の国会審議についてですが、この再婚禁止期間に関する民法の規定は、国民の生活に関わるものですので、法務省としては、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避するためであります。」⁽²²⁾

まず、自民党法務会が民法733条の改正を了承した。

「自民党法務部会は2月2日、女性の再婚禁止期間を6か月から100日に短縮し、離婚時に妊娠していなかった場合は100日を経過しなくても再婚できるようにする民法改正案を了承した。来週中に閣議決定される見通しで、法務省は今国会中の成立を目指す。

改正案は1項の再婚禁止期間を100日に短縮したうえで2項を見直し、

(1)離婚時に妊娠していなかった(2)離婚後に出産した場合は1項を適用しないと改める。(1)や(2)に該当することを戸籍の窓口で明らかにするため、原則として医師作成の証明書の提出を求める。

再婚禁止期間内でも高齢で妊娠できないような場合については、法務省はこれまで再婚を認める運用をしてきた。法改正後もそうしたケースでは証明書の提出は求めない方針。

法務省は今回の民法改正で、最高裁の違憲判断に沿って再婚禁止期間を短縮するだけではなく、再婚禁止規定が適用されない対象の見直しに踏み込んだ。

一方で、再婚禁止規定が撤廃されたわけではなく、離婚時に妊娠している女性は今後も100日間、再婚が禁止される。最高裁は嫡出推定規定を前提とした再婚禁止規定に一定の合理性を認めているが、「差別的」といった批判は根強い。

例えば、夫のドメスティックバイオレンス(DV)が理由で結婚生活の破綻と離婚時期がずれ、その間に夫とは別の男性の子を妊娠するようなケースもある。離婚後すぐに再婚できず、女性や子どもが一時的に不安定な立場に置かれることになりかねない。

男女平等の観点から、海外では再婚禁止期間は廃止される流れにある。国連の女性差別撤廃委員会も再婚禁止期間の廃止を求めている。民法ができた明治時代と異なり、離婚や再婚が増え、父子関係の判定にDNA型鑑定も利用されるようになった。⁽²³⁾

学説もDNA鑑定の精密度、外国の例などを引き合いに出しながらその不合理性をつく意見も有力である。

「民法733条規定も、家制度が支配的であった明治民法の規定をほぼそのまま踏襲するもので、離婚・再婚が増え、DNA鑑定など科学的親子関係鑑定技術や医療の長足の進歩に伴い、現在では、大幅な見直しが迫られていました。なぜ婚姻を6カ月も制限しなければならないかその合理性に強い批判が出されてきました。むしろ、欧米の先進諸国のように、再婚禁止規定を廃止して、親子関係をめぐる合理的な法整備を行うべきではないという意見が強かったのです。お隣の国である韓国でも、2005年に、嫡出推定というお父さんをどう決めるかの民法ルールの改正があり、再婚禁止期間の規定は男女平等に反するし、必要性もないとして、廃止されました。⁽²⁴⁾

委員会の審議でも最高裁判所の多数説の100日で区切る考え方ではなくて、再婚禁止期間自体を疑問視する意見も出された。

「平成27年12月16日、最高裁判所大法廷は、女性について6か月の再婚禁止期間を定めた民法733条1項(以下「再婚禁止規定」という。)のうち、「100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分」が違憲であると判断した。これを受けて、政府は、違憲状態を早期に解消するため、女性の再婚禁止期間を100日に改める等の措置を講ずる「民法の一部を改正する法律案(閣法第49号)」(以下「本法律案」という。)を190回国会に提出したが、委員会審査では、再婚禁止期間そのものを廃止すべきとの意見も出された。そこで、本法律案は、衆議院において、施行後3年を目途として再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える旨の規定を附則に追加する修正がなされた上で、平成28年6月1日の参議院本会議で可決・成立した⁽²⁵⁾」

【民法の一部を改正する法律（再婚禁止期間の短縮等）について改正の概要

今回の改正は、ご案内の通り、再婚禁止期間の短縮等を行うものです。

具体的には、この改正により

- 1 女性に係る再婚禁止期間が前婚の解消又は取消しの日から起算して100日となりました。
- 2 女性が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎（妊娠）していなかった場合又は女性が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を適用しないこととなりました。

改正後の該当条文

改正後の該当条文（民法733条、746条）は以下のとおりです（下線部が改正箇所）。

（再婚禁止期間）

第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合

二 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）

第七百四十六条 第七百三十三条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。]⁽²⁶⁾

6 考察 国連人権委員会からみた女性の再婚禁止期間 民法733条

女性差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）は2016年3月7日、日本政府に対する勧告を含む「最終見解」を公表した。昨年成立した「女性活躍推進法」など、前回2009年の勧告以降の取り組みを評価する一方、夫婦同姓や再婚禁止期間など民法の規定について改正を求め、「過去の勧告が十分に実行されていない」と厳しく指摘した。勧告は14ページ、57項目。6カ月の「再婚禁止期間」について、最高裁が「100日を超える部分」を違憲とした判断についても、「女性に対してだけ、特定の期間の再婚を禁じている」として、なお改善を求めた⁽²⁷⁾。

国連の考え方は 100日の範囲内、100日を超えるという期間の長短ではなく民法733条の廃止を期待している通達である。

『国連の女性差別撤廃委員会が七日公表した対日審査会合に関する「最終見解」は、夫婦同姓や女性の再婚禁止期間などの民法規定については、差別的だとして速やかな改正を勧告、慰安婦問題でも日本に厳しい注文を付けた。

委員会は前回の2009年の会合でも、同様の改正を求める勧告を出した。女性差別撤廃条約の履行を迫る厳しい勧告が再び出たことで、日本政府は一層迅速な対応を迫られそうだ。一方、委員会は昨年成立した「女性活躍推進法」など前進もみられると指摘した。

女性にだけ六カ月の再婚禁止期間を定めた民法規定については、最高裁が昨年十二月に「禁止期間が百日を超える部分は違憲」と初判断したが、勧告は「依然として女性にだけ一定期間の再婚を禁じ

ている」として、完全な廃止を求めた。』⁽²⁸⁾

法務大臣の記者会見でも国連の勧告を慎重に受け止め改正の方向に進む姿が見えてきた。

[記者]

今の民法改正に絡んだ話ですが、国連の女性差別撤廃委員会が昨日、日本政府に対する勧告を含めた最終見解を公表しました。

民法の規定をめぐっては、現在の夫婦同姓制度の改正や再婚禁止期間自体の廃止など、民法の規定について改正を求めた過去の勧告が十分に実行されていないという厳しい指摘ですが、これに対する受け止めや、勧告があったことを踏まえて、今回の法改正より更に先に進んだ改正などについてお考えがあるかどうか教えてください。

[大臣]

委員会側から、勧告という形で対応を求められた点があることも承知をしています。具体的には、当省関連としては、民法の婚姻最低年齢、再婚禁止期間の規定の改正や選択的夫婦別氏制度の導入等について勧告を受けたことについては、御指摘があったとおりです。

いずれにしても、委員会の最終見解については、内容が多岐にわたっていますので、それぞれの担当部局において慎重に検討した上、必要に応じて適切に対処してまいりたいと考えています。また、御質問の民法の関係についても、委員会の最終見解の内容を精査した上で適切に対応してまいりたいと考えています。』⁽²⁹⁾

法律の番人である弁護士連合会の会長は政府に国連の勧告が実現されるように、また弁護士会としても実現に向けて最善の努力をすることを宣言している。

「国連の女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）は、2016年3月7日、国連女性差別撤廃条約（以下「条約」という。）の実施状況に関する第7回及び第8回日本政府報告書に対して、総括所見を発表した。

委員会は、国内の女性差別の問題として、女性差別についての包括的な定義の採用（10、11項）、夫婦同氏の強制及び女性の再婚禁止期間等に関する民法改正、マイノリティ女性に対する包括的な差別禁止法の制定（12、13項）等を勧告した。

そして、委員会は、前回の勧告においてもフォローアップ事項であった女性の婚姻適齢の引き上げ、選択的夫婦別氏及び女性に対する再婚禁止期間の廃止（13項(a)）、マイノリティ女性に対するヘイトスピーチ等を禁止する法の制定（21項(d)）及び差別的なジェンダーのステレオタイプや偏見を根絶する取組の効果の監視と評価（21項(e)）の3項目をフォローアップの対象とし、2年以内に日本政府の報告を求めている。

この勧告は、条約そのものによって設置された条約の解釈に責務を負う委員会による権威ある所見であり、当連合会は、日本政府が誠意をもって受け止め、優先課題として実現することを求めるものである。当連合会は上記勧告事項の大半について意見書等に盛り込み、実現のための活動を重ねており、引き続きその実現に向けて努力していく所存である。

女性差別撤廃委員会の総括所見に対する会長談話』⁽³⁰⁾

平成27年12月16日の大法廷判決の反対意見の中でも、国連の勧告を引用して、民法733条の規定は憲法14条、憲法24条に違反するとの考えを述べている。

「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998年（平成10年）以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返しなされていることも重要な事実である」⁽⁹⁾。

国連の勧告は我が国における憲法解釈に関して直接の根拠となるものでないとしても、憲法前文の国際協調主義の精神から、充分尊重して解釈すべきである。女性の再婚禁止期間の制度が憲法第24条第2項に規定する夫婦及び家族に関する男女平等の理念に反していることを基礎づけることとなる社会状況の変化を示す重要な事実といえることができると思う。

7 考察 世界の立法制度からみた民法733条の合憲性

表1 世界の待婚期間

次の3点を参考にして筆者が整理したもの
www.5f.biglobe.ne.jp/~kuroda/taikon.html -
taraxacum.seesaa.net/article/417471875.html -
 平成27年12月16日最高裁判所判例

国 別	準拠法	離 婚 の 場 合
日本	民法733条	女性 6ヶ月
韓国		2005年廃止
中華人民共和国		もともと 規定ない
中華民国	民法987条	女性 なし 再婚禁止期間があったが削除
フィリピン	民法84条	女性 前婚解消 取り消し後301以内に結婚した場合処罰されるので実質的な再婚禁止期間
ドイツ		1998年（平成10年）施行の「親子法改革法」により廃止
イタリア		女性 女性は前婚の解消から300日再婚禁止 婚姻の解消前から同居していない場合裁判所は再婚期間中でも婚姻を許可することができる。妊娠の終了により再婚禁止期間が終了する。
タイ	国民商1453条3号	女性 待婚期間310日 待婚期間でも 受胎していない旨の医師の診断書があれば婚姻出来る
フランス	民228条	女性 300日 2004年 廃止
イギリス	婚姻法	なし 離婚条件1年以上の別居

多くの先進国ではすでに廃止している国が多い、しかしアジアの国では再婚期間を置いている国もある。

「ヨーロッパを中心としたほとんどの先進国では、女性差別であるとして「再婚禁止期間」は廃止されています。北欧諸国は1968～69年、ドイツは1998年、フランスは2004年にそれぞれ再婚禁止期間を撤廃しています。

イタリアは女性のみ300日間の再婚禁止期間が定められていますが、妊娠が終わるとこの期間も終

了します。また離婚前から同居していなかった場合も、再婚禁止期間中でも再婚が認められる場合があるようです。

アメリカ、イギリス、オーストラリアなどではそもそも再婚禁止期間が定められていません。実はこれは離婚の条件として「1年以上の別居」が必要だから。考えようによっては、男女ともにではありませんが、より長い再婚禁止期間ともいえます。

フィリピンでは実質女性のみ、301日間の再婚禁止期間があります。フィリピンは離婚制度がなく、夫と別れるためには婚姻無効の裁判をしなければなりません。

離婚制度がないのは、世界中でバチカン市国とフィリピンだけ。フィリピンは8割がカトリック教徒のため、宗教的な理由からこのような仕組みになっているのだといいます。

また、タイにも女性のみ310日間の再婚禁止期間があります。こちらは誰の子どもかをはっきりさせる目的で定められているため、受胎していないという医師による診断書があれば再婚が可能になります。』⁽³²⁾

フランス

過去に、フランスでは女性にのみ300日の再婚禁止期間がありましたが、2004年5月、この条項は、民法から削除されています。

女性差別を排除という見解のほか、飛躍的な医学の進歩によって子どもの父親が判明するのは容易であり、300日の経過期間の必然性がなくなったからです。

過去に、フランスでは女性にのみ300日の再婚禁止期間がありましたが、2004年5月、この条項は、民法から削除されています。

女性差別を排除という見解のほか、飛躍的な医学の進歩によって子どもの父親が判明するのは容易であり、それでも2004年に廃止ですから、すでに10年以上前です。

廃止の理由は a. 女性差別をなくすため。 b. 医学の進歩によって父親の判別は容易になったがあります。

きわめて納得のいくことだと思います。

フランスでは再婚禁止期間があったときも、民事裁判所の判断や、医師の診断書によって、再婚禁止期間を短縮することは容易でした⁽³³⁾。

韓国について2005年にすでに廃止している。

「大韓民国の場合について一瞥すると、親生否認の訴えについて、1997年（平成9年）、憲法裁判所は、真実の血縁関係に反する親子関係を否認する機会を極端に制限したものであり立法裁量の限界を超えたものであるという理由で憲法違反と判断した。そこで2005年（平成17年）の法改正で、親生否認の訴えについて、出訴権者を夫又は母とし、出訴期間をその事由を知った日から2年に拡大した」⁽³⁴⁾

「それと同時に韓国民法811条の女性に対する6箇月の再婚禁止規定について、婚姻が婚姻申告の受理によって成立する国では、この制度は実際上何の役割も果たさないことは明白である。かえって、その違反を婚姻の取消原因にしたために、女性に過酷な結果をもたらす危険性さえ内包している、2005年の民法一部改正によって削除された」⁽³⁵⁾

「仮に父性の推定が重複する子が生まれた場合には「法院による父の決定」（韓国民法845条）（日本の父を定めることを目的とする訴えに相当する。）により家庭法院において科学的判断に基づいて解決すれば足りるとし、一定の場合には検査を受ける者の健康と人格の尊厳を害しない範囲内で、当事者又は関係人の血液検査及びDNA検査を利用することができるとした」⁽³⁶⁾

〔本件規定が全部違憲であるとする事は、諸外国における再婚禁止の制度の全面廃止の流れにも沿うものといえよう。すなわち、かつては、世界的にも、父子の血縁を証明する科学的手段がないため、再婚禁止が男女平等原則に反するという明確な主張はなかった。その後、大きく流れが変わったのは、DNAの二重らせん構造が発見された1953年（昭和28年）からDNAの実用化に成功した1985年（昭和60年）にかけてのことであり、諸外国において次々と再婚禁止制度が廃止され、現在では、主要国で我が国のような再婚禁止の制度を残している国はほとんどないという状況である。〕⁽³⁷⁾

世界の立法例から見ても民法733条はそのもの自体憲法14条憲法24条に違反すると考える。

8 結 語

憲法14条、24条の精神から考える。

日本国憲法第24条は、個人の尊厳と両性の本質的平等の理念を宣言したものと考えられる。

憲法14条は個人尊重の観点から両性の平等を規定している。

憲法24条は婚姻及び家族に関する事項について、従前の大日本帝国憲法における男性優位の思想とその下で制定された旧民法の家制度における戸主制度等、封建的・性差別的な考えを完全排除したものである。憲法第24条とその基礎にある憲法第14条第1項により、民法733条再婚禁止期間、自体期間の長短を問わず憲法違反と考える、100日を超える部分のみ憲法違反とする見解には賛同することはできない。ズバリ憲法24条、憲法14条違反とすべきである。

世界の立法例から考える。

多くの先進国ではすでに廃止している国が多い、しかしアジアの国では再婚期間を置いている国もあるが少数である。

ヨーロッパを中心としたほとんどの先進国では、女性差別であるとして「再婚禁止期間」は廃止されている。北欧諸国は1968～69年、ドイツは1998年、フランスは2004年にそれぞれ再婚禁止期間を撤廃している。

イタリアは女性のみ300日間の再婚禁止期間が定められていますが、妊娠が終わるとこの期間も終了する。

アメリカ、イギリス、オーストラリアなどではそもそも再婚禁止期間が定められてない。世界の立法例、世界の潮流から考えても民法733条は時代に合わず憲法の違反と考える。

国連 世界人権委員会の流れから考える。

国連の考え方は 100日の範囲内、100日を超えるという期間の長短ではなく民法733条の廃止を期待している勧告である。

国連の女性差別撤廃委員会が公表した対日審査会合に関する「最終見解」は、女性の再婚禁止期間

などの民法規定については、差別的だとして速やかな改正を勧告、委員会は前回の2009年の会合でも、同様の改正を求める勧告を出した。

女性にだけ6カ月の再婚禁止期間を定めた民法規定については、最高裁が平成27年年12月に「禁止期間が百日を超える部分は違憲」と初判断したが、勧告は「依然として女性にだけ一定期間の再婚を禁じている」として、完全な廃止を求めた。

以上により民法733条は憲法違反と考える。

参考文献

表1 世界の待婚期間

次の3点を参考にして筆者が整理したもの
www.5f.biglobe.ne.jp/~kuroda/taikon.html -
taraxacum.seesaa.net/article/417471875.html -
平成27年12月16日最高裁判所判例

図1 2016年 2月20日 東京新聞

注釈

- (1) 『ことばの解説』毎日新聞2016年3月2日
- (2) www.kawagoe-souzoku.com/blog/hanrei/20151221.html
- (3) 最三判平7・12・5判時1563号81頁
- (4) 広島地判平3・1・28判時1375号30頁
- (5) 広島高判平3・11・28判事1406号3頁
- (6) 最高裁昭和53年(オ)第1240号同60年11月21日第1小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁昭和58年(オ)第1337号同62年6月26日 第2小法廷判決・裁判集民事151号147頁
- (7) 最高裁昭和37年(あ)第2922号同四3年11月27日
大法廷判決・刑集22巻12号1402頁参照
- (8) 判例タイムズ906号180頁
- (9) 平成25年(オ)第1079号損害賠償請求事件
平成27年12月16日大法廷判決
- (10) 平成25年(オ)第1079号損害賠償請求事件平成27年12月16日大法廷判決
- (11) 最高裁昭和37年(オ)第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和45年(あ)第1310号 同48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁等
- (12) 最高裁判所平成4年(オ)第255号平成7年12月5日第1小法廷判決 最判集民事177号243
- (13) 最高裁判所平成4年(オ)第255号平成7年12月5日第1小法廷判決 最判集民事177号243
- (14) www.courts.go.jp 裁判所トップページ 裁判例情報
平成25(オ)1079. 事件名. 損害賠償請求事件.
- (15) 再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方 — 最高裁違憲判決を受けた民法改正案の国会論議 — 法務委員会調査室 内田亜也子
- (16) 再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方 — 最高裁違憲判決を受けた法改正案の国会論議 — 法務委員会調査室 内田亜也子
「前田陽一「特集家族法のフロンティアⅡ 再婚禁止期間（待婚期間）」『法学教室』No.429（2016.6）18頁、梅謙次郎『初版民法要義巻之四 親族編』（信山社、1992年〔復刻版〕）91～93頁、法務大臣官房司法 法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録（6）（商事法務研究会、1984年）93～94頁）。
- (17) 梅謙次郎『民法要義巻之四』91頁（明治32年）
- (18) 平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件 平成27年12月16日 大法廷判決 山浦 善樹裁判官 反対意見

- (19) DNA 鑑定による医学的個人識別確率統計的背景
www.med.nagoya-cu.ac.jp/legal.dir/aoki/docs/review.pdf
- (20) 平成 25 年(オ)第 1079 号 損害賠償請求事件 平成 27 年 12 月 16 日 大法廷判決 山浦 善樹裁判官 反対意見
- (21) 平成 25 年(オ)第 1079 号 損害賠償請求事件 平成 27 年 12 月 16 日 大法廷判決
- (22) 法務大臣閣議後記者会見の概要 平成 28 年 3 月 8 日(火)
- (23) 毎日新聞 2016 年 2 月 26 日【和田武士】
- (24) 早稲田大学 大学院教授 棚村政行
2015 年 12 月 18 日(金) NHK 視点・論点 「家族のかたち 最高裁判決」
- (25) 再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方ー最高裁違憲判決を受けた 民法改正案の国会論議ー法務委員会調査室内田亜也子 1.
- (26) 「民法の一部を改正する法律(再婚禁止期間の短縮等)について」(法務省ホームページ：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00191.html)
- (27) 夫婦同姓など「差別的」 国連委、日本に改正勧告
東京新聞 2016 年 3 月 9 日朝刊
- (28) 朝日新聞 デジタル 2016 年 3 月 8 日
- (29) 法務大臣閣議後記者会見の概要 平成 28 年 3 月 8 日(火)
- (30) 2016 年(平成 28 年) 3 月 16 日
日本弁護士連合会 会長 村 越 進
- (31) 最高裁判所大法廷判決 平成 27 年 12 月 16 日 反対意見 山浦善樹裁判官
- (32) woman.excite.co.jp
- (33) taraxacum.seesaa.net/article/417471875.html
- (34) 高翔龍「韓国家族法の大 ジュリスト 1294 号 84 頁以下
- (35) 金疇洙=金相琿『注釈大韓民国親族法』28 頁(日本加除出版、平成 19 年)
- (36) (韓国家事訴訟法 29 条)(在日コリアン弁護士協会編『Q&A 新・韓国家族法第 2 版』51 頁、135 頁(日本加除出版、平成 27 年)
- (37) 平成 27 年度 12 月 16 日 痔法廷判結女性の再婚禁止期間 反対意見 山浦 善樹裁判官